

どんぐり山憩いの森公園の都市計画変更原案について

1 概要

北町七丁目において、都市計画道路沿いの貴重な樹林地について、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、約 0.18ha の区域を都市計画公園区域に追加する。

2 都市計画の変更内容

P 4 のとおり

3 今後の予定

令和 2 年 12 月 23 日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
令和 3 年 1 月 4 日 ～25 日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
1 月 14 日	都市計画原案の説明会
1 月 29 日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
2 月	東京都知事協議手続
4 月 ～（2 週間）	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
5 月	練馬区都市計画審議会へ付議
6 月	都市計画変更・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4
(3) 位置図	P 5
(4) 計画図	P 6
(5) 現況写真	P 7

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある北町七丁目を含む第1地域のまちづくりの指針において、東京都市計画道路幹線街路放射第35号線や本公園などとあわせてみどりのネットワークを形成するものとし、日常的なレクリエーションの場等としての公園の整備を推進することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策としている。

本公園に追加する土地は、クヌギ、コナラなどからなる樹林地で、面積は約0.18ヘクタールあり、そのうち約0.12ヘクタールは昭和52年から市民緑地として、広く区民の利用に供している。また、放射35号線北町地区地区計画内に位置し、地域のランドマークとして自然と調和した災害に強いまちづくりに資するとともに、拡張整備により本公園の機能および利便性の向上に寄与するものである。そのため、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保候補地に位置付けている。

こうしたことから、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、本公園南側に隣接する約0.18ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園中第2・2・92号どんぐり山憩いの森公園をつぎのように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	第2・2・92号	どんぐり山憩いの森公園	練馬区北町七丁目地内	約0.44ha	樹林地、広場、園路

「区域は計画図表示のとおり」

理由 みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名				
街区公園	第2・2・92号	どんぐり山憩いの森公園	新 旧	練馬区北町七丁目地内	約0.44ha	区域および面積の変更
					約0.26ha	

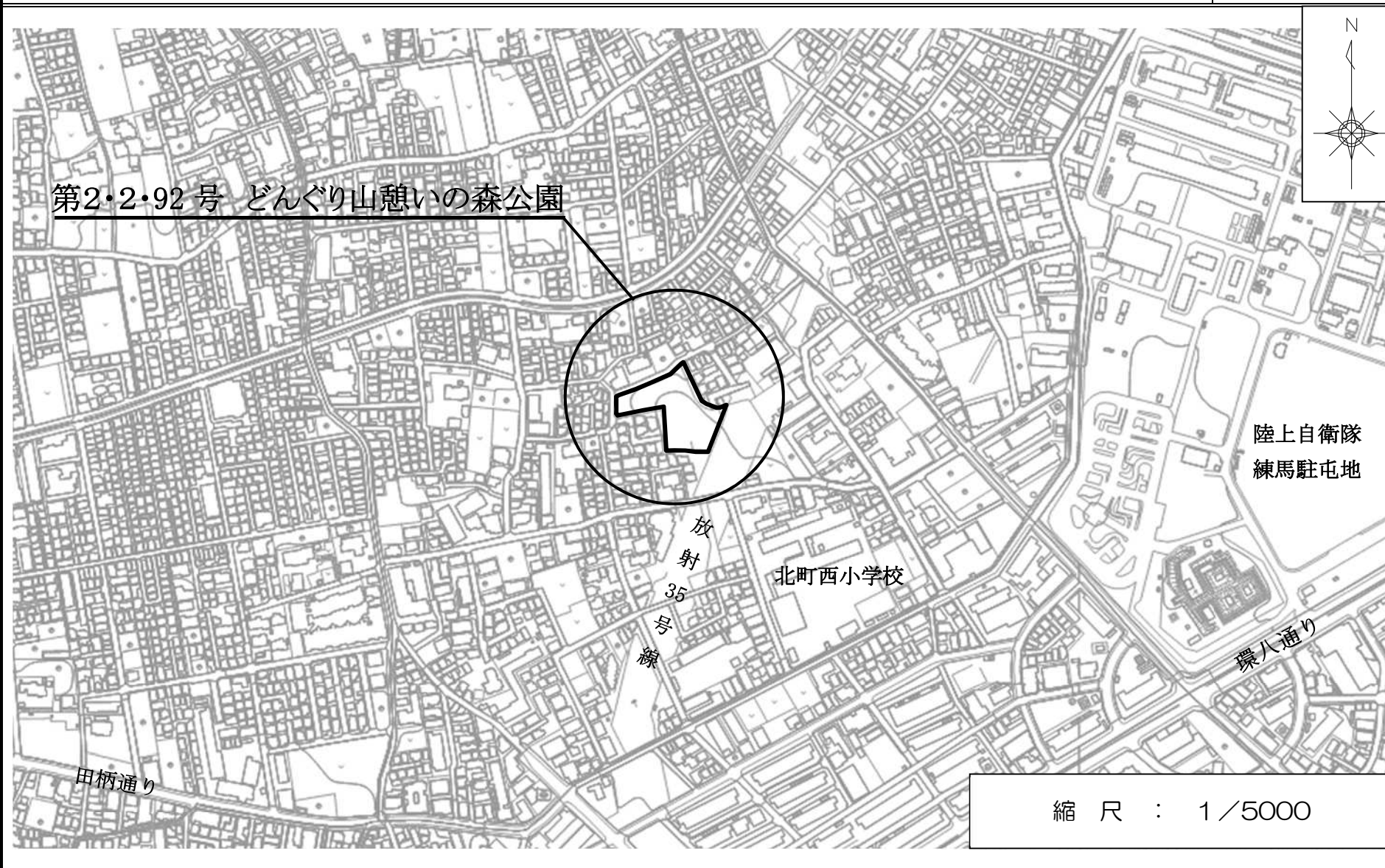
変更概要

名 称	変 更 事 項
第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園	1 区域の変更 計画図表示のとおり 2 面積の変更 約0.26ha → 約0.44ha

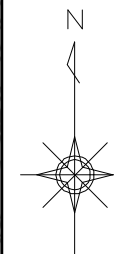
東京都市計画公園 第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園 位置図〔練馬区決定〕

原案

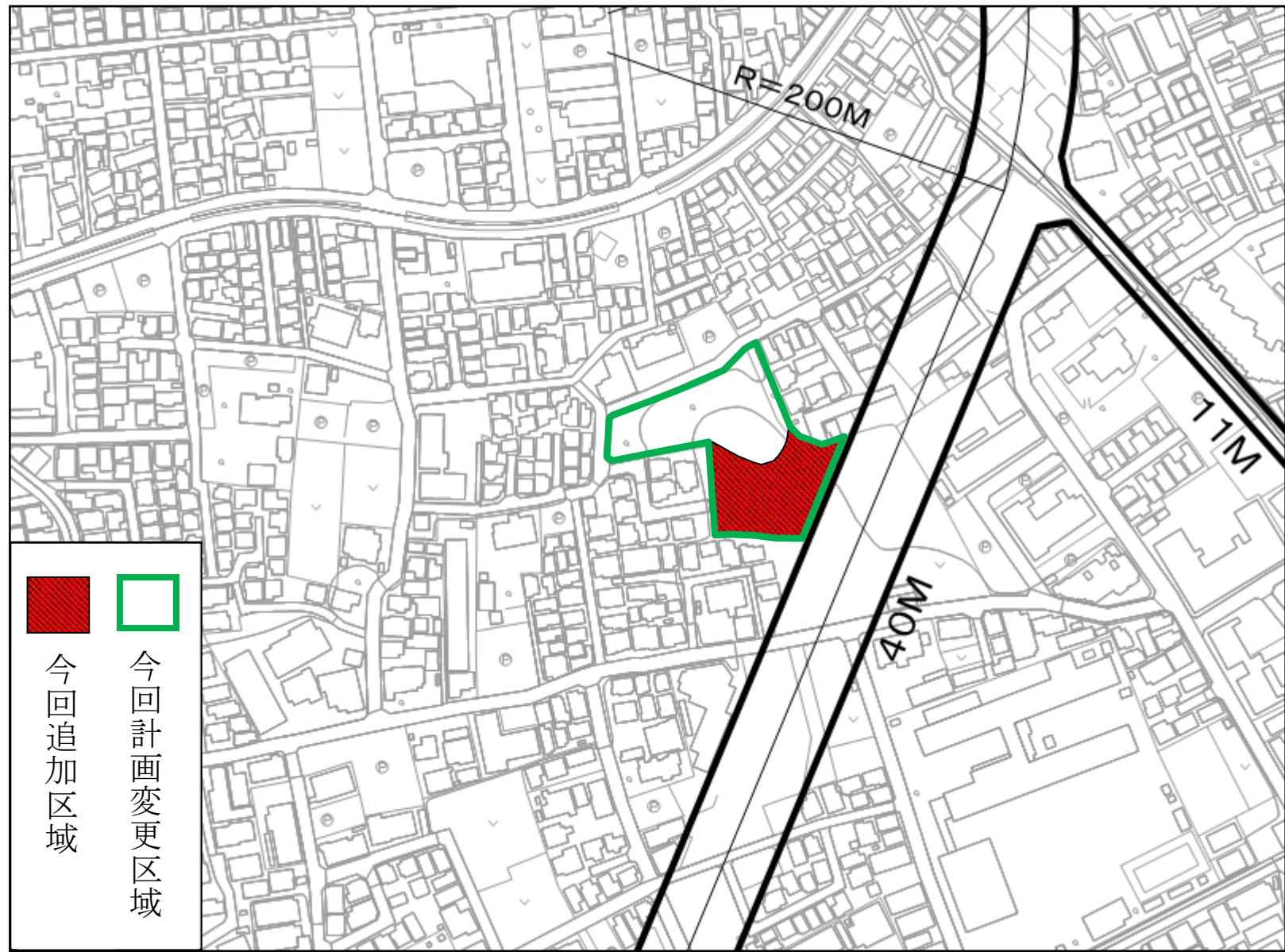
5



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第1号



東京都市計画公園計画図(原案)
第二・二・九十二号 どんぐり山憩いの森公園
縮尺二千五百分之一



今回追加区域
今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) 2都市基交著第1号
(承認番号) 2都市基街都第15号、令和2年4月28日

東京都市計画公園 第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園 現況写真

7

